

危防 第204号
令和2年 8月 6日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく審議会への意見聴取について（依頼）

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第5号に基づき、下記事項について審議会の意見を伺います。

記

1 意見聴取事項

「災害時における行方不明者・死者の氏名等公表について」における「公益上の必要性」に関する考え方の妥当性等について

2 内容

別紙のとおり

「災害時における行方不明者・死者の氏名等公表について（対応方針）」について

1. 対応方針の作成に係る経緯について

（1）熊本地震時の取扱い

- ・ 熊本地震の際、県では、死者・行方不明者の氏名等の個人情報の公表基準を定めていなかったため、報道機関からの問合せ対応に苦慮した。
- ・ 災害対応を行う中で、氏名等公表の取扱いを検討できず、県警から県に提供された死亡者リスト（住所・氏名・年齢・性別・発見場所・死因が記載）を、そのまま報道機関に提供した。この結果、遺族が匿名を希望したが、氏名が報道されたケースがあった。
- ・ これらのことと踏まえ、熊本地震の対応に関する検証の中で、災害時における死者・行方不明者等の情報提供について、県としての基準作りを行うこととした。

（2）全国の状況

- ・ 災害における氏名等公表への対応については、取扱いが統一しておらず、特に近年は全国各地で災害が頻発していることから、各都道府県においても課題となっている。
- ・ 各都道府県においては、自治体によって公表の取り扱いが異なることは好ましくないとの考え方から、令和元年7月に、全国知事会等を通じて、国へ全国統一的な公表基準の作成を要望。しかし、今のところ国において基準作成等の具体的動きはなく、氏名等の公表は各自治体の判断に委ねられている状況である。

（3）対応方針作成の必要性

- ・ インターネットが普及し、SNSを使った誹謗中傷や犯罪などに個人が巻き込まれる可能性が高くなり、個人情報保護に関する社会的な関心が高まっている。一方で、災害はいつ、どこで起きてもおかしくない状況下において、行政としては、あらかじめ、災害時における死者等の情報の取扱について定めておく必要がある。
- ・ そこで、本県では、全国統一的な公表基準が示されるまでの、暫定的な県の対応方針を取りまとめ、令和2年7月豪雨から運用を開始した。

2. 対応方針の位置づけ、内容について

（1）対応方針の位置づけ

国による、全国統一的な公表基準が示されるまでの、熊本県としての暫定的な対応方針であり、今後、国による基準作成や関連法令の変更、社会情勢の変化等を踏まえ、修正や見直しも検討する。

(2) 対応方針の作成に当たっての検討経過

H30年度～ 氏名公表の考え方に対する検討開始

- ・他自治体の情報収集・庁内関係課との協議等
- ・県の方針素案に関する市町村アンケート
- ・市町村回答の取りまとめ、対応方針案の調整

(3) 現在の対応方針の内容

別添資料1「災害時における行方不明者・死者の氏名等公表について」のとおり。

① 氏名公表の対応方針の考え方（条例上の根拠等）

- ・本県では、災害による行方不明者及び死者の氏名等の個人情報については、被害情報の収集、捜索・救助活動や消防庁への報告のため、警察及び市町村（消防を含む）から電話及びFAX等により収集している。
- ・行方不明者・死者の氏名等の公表は、これらの資料の目的外利用に当たるため、熊本県個人情報保護条例第8条第2項に基づき、次の通り取り扱うこととした。

■ 熊本県個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条

1 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき

(5)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由が認められるとき

【行方不明者について】

- ・ 災害による行方不明者の氏名等については、その氏名等の公表が捜索対象者の絞り込みにつながり、行方不明者等の捜索活動の効率化・円滑化、ひいては、人命の救助に資すると考えられる。
- ・ このため、収集した個人情報の使用は、熊本県個人情報保護条例第8条第2項第4号の「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき」に該当するものと整理。
- ・ ただし、DVや児童虐待などのため、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は公表しない。

【死者について】

- ・ 本県では、死者に関する情報は個人情報であり、不適切な取扱いが死者の名誉を傷つけ、あるいは、遺族等生存する個人の権利利益を侵害する恐れもあることから、個人情報保護条例の保護対象と整理。
- ・ その中で、災害による死者については、その氏名等公表にあたり必要な要件である熊本県個人情報保護条例第8条第2項第1号～第8号はいずれも該当しない。
- ・ そこで、遺族の権利利益を守る観点から遺族の同意を氏名等公表の要件とし、同意がない場合は、同条例解釈基準における同条第2項第9号の類型番D－2（報道取材対応）により「社会的影響力の観点から高い公益上の必要性がある場合」を公表の要件とした。
- ・ ただし、DV等や児童虐待などのため住民基本台帳の閲覧制限がある場合は公表しない。

■ 条例運用解釈基準における第8条第2項第9号の該当類型

類型番	類 型	利用・提供する理由又は必要性
D－2	(報道取材対応) 社会的影響力の観点から高い公益上の必要性がある場合であって、実施機関の判断により、又は報道機関の取材、要請に応じて、当該公益上の必要性の範囲内で個人情報を提供する場合	社会的影響力の観点から、公表することが公益上特に必要であると判断される情報については、実施機関自らの判断により、又は報道機関の要請に応じて、当該公益上の必要性の範囲内に限り、提供する場合がある。

- ・ ここで言う「公益上の必要性がある場合」とは、類型番D－2（報道取材対応）の「社会的影響力の観点から高い公益上の必要性がある場合」を意味し、遺族の意思に反しても氏名を公表する高い必要性がある場合と考えている。

- 「公益上の必要性」は、災害の態様、被害等の具体的状況により変わるため、明確に一律の基準を定めることは困難。また、死者数などの災害の規模で機械的に決めるのは適切でないと考えている。このため、想定される事例を示したところである。

(公益上の必要性がある場合の例)

- 大規模な被害が発生し、死者の氏名を公表しないことにより、被災地で大きな混乱や二次災害发生のおそれがある場合
 - ・ 通信障害や避難に伴う所在不明等により、多くの遺族に死亡が伝えられない状況
 - ・ 被災住民の安否情報を求めて、多くの人が被災地や避難所を訪ねる状況
 - ・ 死者に関する誤情報が流布し、関係者や地域内で不満・不安が高まっている状況
- 死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物であって、その存否が社会的に広く影響を及ぼす場合
- 関係者からの安否確認の問い合わせが膨大で、災害対応に支障を生じる場合など

- なお、災害の情報は、その公表が災害の状況を県民に伝えるとともに、防災意識の向上、今後の防災・減災への取組の一層の推進に資する一面も有していると考えられるため、死者の氏名を公表しない場合であっても、年代、性別、居住市町村等の属性については公表することとした。

② 公表事務概要（情報の流れ、公表例）

- 別添資料2「災害時における行方不明者・死者に係る情報の収集・提供の流れ」のとおり。
- 今回の豪雨災害で、実際に熊本県が報道機関に提供した資料は、別添資料3「人的被害の状況」。

③ 他県の状況、その他参考となる事項

- 災害時の氏名等公表に関する全国の状況
別添資料4「災害時の行方不明者・死者の氏名等公表への取扱いに関する調査結果」（令和2年5月 全国知事会危機管理・防災特別委員会）のとおり。
- 県の対応方針に関する県内市町村の意見
別添資料5「行方不明者・死者の氏名等公表に関する市町村意見照会の結果」（令和2年3月 熊本県実施）のとおり。

3. 熊本県情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取について

(1) 審議会に意見を求めるに至った経緯

- 令和2年7月豪雨において、県の対応方針に基づき行方不明者・死者の氏名等を公表。
- 今回の災害では、県内に大きな被害がもたらされた。しかし、被災地の一部で通信障害は発生したものの、多くの遺族に死亡が伝えられない状況はなく、また、安否情報を求めて多くの人が被災地や避難所を訪ねて混乱し、二次災害の発生が心配される等の危険な状況等は報告されていない。このことから、遺族の同意がない場合でも死者の氏名等を公表する必要性があるとまでは言えないと判断した。
- このため、今回は、遺族の同意が得られた方について、住民基本台帳の閲覧制限等を市町村に確認した後、公表を行った。
- 最終的に、全ての方の同意が得られたため、亡くなられた方65人の全員について氏名等を公表した。
- しかし、報道機関からは、運用開始直後より、県の運用に様々な疑義が寄せられた。

(報道機関の主な意見)

- 県が対応方針で定める「公益上の必要性」があいまい。明確にしてほしい。
- 熊本地震を超える65名の死者が出るほどの災害が起きたのだから、死者の氏名を公表する「公益上の必要性」はあるのではないか。
- そもそも、氏名の公表そのものに公益性があるのではないか。氏名公表することで、リアリティを持って災害の状況を県民に伝え、教訓を社会で共有することが「公益上の必要性」ではないのか。
- 情報公開法や個人情報保護法でも個人情報を情報提供できるケースは認められており、県は「知る権利」への配慮がないのではないか。
- 死者の氏名を迅速に公表する必要があるため、災害時には遺族の同意がなくても直ちに死者の氏名を公表すべきである。

【氏名等公表に関する報道関係の資料】

- 別添資料6 令和2年7月豪雨における本県の氏名等公表の対応等に関する新聞記事
- 別添資料7 「『氏名公表』に関する熊本県に対する要望」（令和2年7月16日 県政クラブ幹事社）
- 別添資料8 「災害発生時における被災者情報の報道発表に関する要望」（令和2年3月11日 一般社団法人日本新聞協会）

- ・ 県としては、災害に関する情報は、安全・安心に資する、県民の関心が高い情報であり、原則として公表するという立場に立つ。その上で、死者に関する個人情報については、個人情報保護条例に基づき、遺族等の権利利益をできる限り侵害しないよう慎重な対応を取っている。
- ・ しかし、報道機関から県の対応方針に関する様々な疑義が寄せられたため、県として報道機関及び県民に対し、明確な説明を行う必要があると判断し、次の点について審議会の意見を伺うこととしたものである。

(2) 意見を求める内容

- ① 県の対応方針において、遺族の同意がない場合に死者の氏名等を公表する場合として定めている「公益上の必要性がある場合の例」は、条例の趣旨や内容、解釈運用基準に照らして妥当といえるか。
- ② 「公益上の必要性」について、明確に定義を行わず、「公益上の必要性がある場合の例」を示していることに問題はないか。

(ご検討頂く上での視点)

前ページの「報道機関の主な意見」及び、次の視点を踏まえ、検討をお願いしたい。

- ・ 多数の死者や被害が発生したことを以て、遺族の同意がない場合でも死者の氏名等を公表するだけの高い公益上の必要性があると言えるか。
- ・ 「リアリティを持って災害の状況を県民に伝え、教訓を社会で共有すること」を以て、公益上の必要性があると言えるか。
- ・ 本県が、遺族の同意がない場合でも死者の氏名等を公表することとしている「公益上の必要性がある場合」は、「知る権利」を侵害する程度の内容となっているか。

(3) 今後の見通し

意見聴取後は、いただいた意見を踏まえ、必要があれば改めて対応方針について検討し、修正や見直しを行う。

災害時における行方不明者・死者の氏名等公表について

熊本県 危機管理防災課

(当面の対応方針)

■ 国が全国統一的な公表基準を示すまでの間、以下のとおり取り扱う。

(1) 行方不明者・安否不明者 (行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
安否不明者：当該災害が原因で所在不明となっている者)

① 災害による行方不明者・安否不明者の情報は、その公表が行方不明者等の捜索活動の効率化・円滑化に寄与し、人命の救助に資すると考えられるため、原則として、氏名等(※)を公表する。

② ただし、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、非公表とする。

(※) 住所（字名まで）、氏名（読み方を含む）、年齢、性別の公表を想定。

(2) 死者 (死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は、死体を確認できないが、死亡したことが確実な者)

① 死者に関する情報については、公益上の必要性がある場合、又は、遺族の同意がある場合に、氏名等(※)を公表する。

② ただし、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、非公表とする。

③ なお、死者の氏名を公表しない場合であっても、災害の情報は、その公表が災害の状況を県民に伝えるとともに、防災意識の向上、今後の防災・減災への取組の一層の推進に資すると考えられるため、年代、性別、居住市町村等の属性については公表する。

(公益上の必要性がある場合の例)

- 大規模な被害が発生し、死者の氏名を公表しないことにより、被災地で大きな混乱や二次災害発生のおそれがある場合
 - ・ 通信障害や避難に伴う所在不明等により、多くの遺族に死亡が伝えられない状況
 - ・ 被災住民の安否情報を求めて、多くの人が被災地や避難所を訪ねる状況
 - ・ 死者に関する誤情報が流布し、関係者や地域内で不満・不安が高まっている状況
- 死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物であって、その存否が社会的に広く影響を及ぼす場合
- 関係者からの安否確認の問い合わせが膨大で、災害対応に支障を生じる場合 など

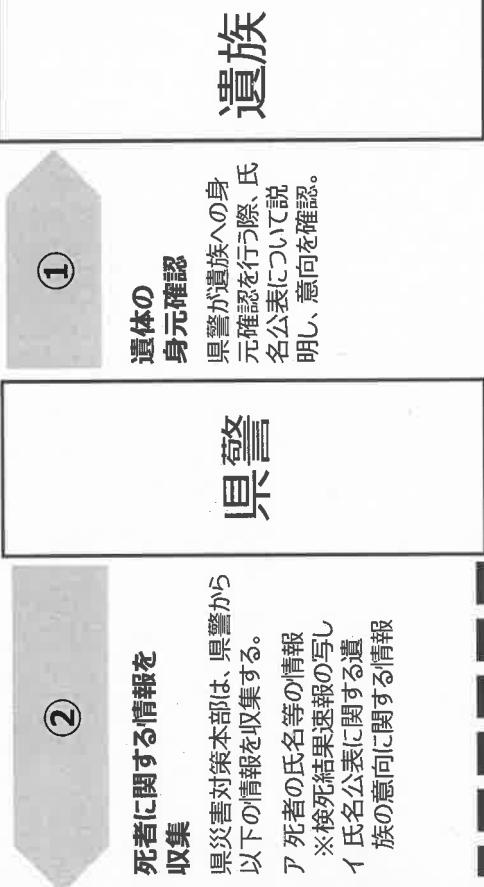
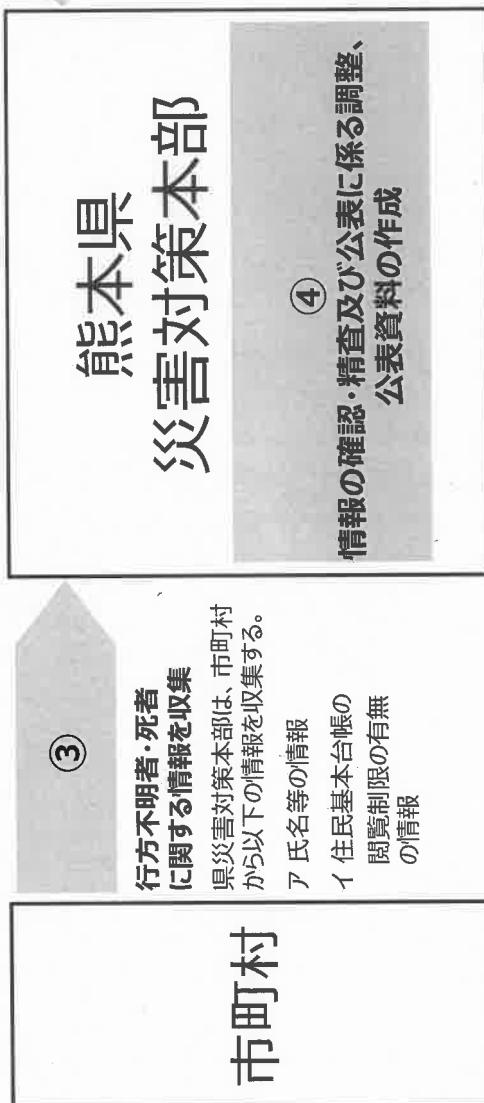
<公表する情報の範囲>

○：全部公表、△：一部公表、×：非公表

	関係する情報	これまでの公表情報	今後の公表情報
行方不明者 安否不明者	人数	○	○
	属性(※2)	×	○
	氏名	×	○
死者	人数	○	○
	属性	×	○
	氏名	×	△ (公益上の必要性がある場合、又は、遺族の同意がある場合に公表)

※2：年代、性別、居住市町村等

災害時における行方不明者・死者に係る情報の収集・提供の流れ



- ⑥ 行方不明者・死者に関する情報を提供
ア 行方不明者・死者等の市町村別人数一覧
イ 行方不明者の氏名等一覧
ウ 死者の氏名等一覧（※県警から収集した「検死結果速報」の写し）

情報収集中同席
県警は、県災害対策本部が行つ情報提供の場に同席する。

報道機関

資料2

人的被害の状況

R2.7.20 12:30現在

15:45発表

	死亡	心肺停止	行方不明
八代市	4		1
芦北町	11		1
津奈木町	3		
人吉市	20		
錦町			
相良村			
五木村			
球磨村	25		
山鹿市	2		
合計	65		2

※市町村等との情報が異なる場合は申し出てください。調査します。

○人的被害者のうち「死亡」の内訳

死亡	65名	氏名判明	65名	氏名公表済	65名
				同意確認中 (遺族説明未了)	-
				住基確認中	-
				公表拒否	-
		氏名不明	-	-	-

令和2年7月豪雨

熊本県警察本部提供資料

番号	警察署	住所	氏名	フリガナ	年齢	性別	発見日時	発見場所	発見状況	死因 ※印は医師の 検査未確認
1	水俣	葦北郡津奈木町大字福浜	丸橋 勇	マルハシ イサム	85	男	7月4日 9:30	葦北郡津奈木町大字福浜	屋外 (自宅以外・土中)	出血死の疑い
2	芦北	葦北郡芦北町大字佐敷	酒井 民子	サカイ タミコ	82	女	7月4日 9:00	葦北郡芦北町大字佐敷	屋内 (自宅)	溺死
3	人吉	人吉市下林町	後村 多佳志	アトムラ タカシ	62	男	7月4日 13:05	人吉市下林町	屋内 (自宅)	溺死
4	人吉	人吉市相良町	平川 和美	ヒラカワ カズミ	50	女	7月4日 13:25	人吉市上薩摩瀬町	屋外 (自宅以外)	溺死
5	人吉	人吉市下林町	西 隆男	ニシ タカオ	84	男	7月4日 13:45	人吉市下林町	屋内 (自宅)	溺死
6	芦北	葦北郡芦北町大字小田浦	川田 武人	カワタ タケト	72	男	7月4日 12:14	葦北郡芦北町大字小田浦	屋内 (自宅)	窒息死
7	人吉	人吉市下薩摩瀬町	井上 三郎	イノウエ サブロウ	81	男	7月4日 13:57	人吉市下薩摩瀬町	屋外 (自宅以外)	溺死
8	人吉	人吉市中神町	湯本 秀子	ユモト ヒデコ	61	女	7月4日 14:25	人吉市中神町	屋外 (自宅以外)	溺死
9	芦北	葦北郡芦北町大字小田浦	川田 節子	カワタ セツコ	69	女	7月4日 14:55	葦北郡芦北町大字小田浦	屋内 (自宅)	窒息死
10	人吉	人吉市紺屋町	永尾 誠	ナガオ マコト	88	男	7月4日 16:00	人吉市紺屋町	屋内 (自宅)	溺死
11	芦北	葦北郡芦北町大字田川	入江 たえ子	イリエ タエコ	69	女	7月4日 15:10	葦北郡芦北町大字田川	屋外 (自宅倒壊・土中)	窒息死
12	芦北	葦北郡芦北町大字田川	堀口 ツギエ	ホリグチ ツギエ	93	女	7月4日 18:30	葦北郡芦北町大字田川	屋外 (自宅倒壊・土中)	窒息死
13	人吉	人吉市老神町	中濱 邦一郎	ナカハマ ウィチロウ	83	男	7月4日 17:20	人吉市老神町	屋内 (自宅)	溺死
14	人吉	人吉市下薩摩瀬町	國本 一	クニモト ハジメ	80	男	7月4日 17:45	人吉市下林町	屋外 (自宅以外)	溺死
15	人吉	人吉市紺屋町	平田 千恵美	ヒラタ テエミ	57	女	7月4日 18:42	人吉市紺屋町	屋内 (自宅以外)	溺死
16	芦北	葦北郡芦北町大字田川	入江 竜一	イリエ リュウイチ	42	男	7月5日 1:20	葦北郡芦北町大字田川	屋外 (自宅倒壊・土中)	窒息死
17	芦北	葦北郡芦北町大字女島	小崎 清一	コサキ セイイチ	69	男	7月5日 4:50	葦北郡芦北町大字女島	屋内 (自宅)	庄死
18	芦北	葦北郡芦北町大字女島	小崎 蜂子	コサキ ミネコ	68	女	7月5日 4:50	葦北郡芦北町大字女島	屋内 (自宅)	庄死
19	人吉	人吉市下薩摩瀬町	西 タヅ子	ニシ タヅコ	74	女	7月5日 6:35	人吉市温泉町	屋外 (自宅以外)	溺死
20	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	吉川 エイ子	ヨシカワ エイコ	78	女	7月4日 14:00	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内 (自宅)	溺死
21	人吉	人吉市下林町	西橋 飲一 ※西は旧字体	ニシハシ キンイチ	85	男	7月5日 8:00	人吉市下林町	屋内 (自宅)	溺死
22	人吉	人吉市下林町	西橋 恵美子 ※西は旧字体	ニシハシ エミコ	82	女	7月5日 8:00	人吉市下林町	屋内 (自宅)	溺死
23	芦北	葦北郡芦北町大字藪瀬	山本 レイ子	ヤマモト レイコ	78	女	7月4日 14:55	葦北郡芦北町大字藪瀬	屋外 (自宅)	溺死
24	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	横井 ハマヨ	ヨコイ ハマヨ	98	女	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
25	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	地下 実行	デゲ スエユキ	91	男	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
26	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	渊田 勝子	フチタ カツコ	93	女	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
27	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	日當 タツエ	ヒアテ タツエ	82	女	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
28	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	西 康彦	ニシ ヤスヒコ	85	男	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
29	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	井上 カズ子	イノウエ カズコ	85	女	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
30	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	淋 サナエ	ソソギ サナエ	84	女	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
31	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	日陽 行人	ヒガクレ ユキト	84	男	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
32	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	大岩 ユウコ	オオイワ ユウコ	83	女	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死
33	人吉	球磨郡球磨村大字渡乙	山本 眞澄	ヤマモト マスミ	94	男	7月5日 9:50	球磨郡球磨村大字渡乙	屋内(千寿園1階)	溺死

行方不明の方の氏名等

7月20日

12時30分現在
15時45分発表

	住所	氏名	フリガナ	年齢	性別
1	八代市坂本町中谷	谷口 修二	タニグチ シュウジ	63	男
2	芦北町天月	城 幸恵	ジヨウ サエ	90	女

災害時の行方不明者・死者の氏名等公表
の取扱いに関する調査結果

令和 2 年 5 月

全国知事会危機管理・防災特別委員会

1 調査の目的

災害時の行方不明者・死者の氏名公表に関する各都道府県の考え方や対応状況をとりまとめ、共有することで、円滑な災害時応急対策の実施に資する。

2 調査の概要

(1) 調査の実施期間

令和1年11月～令和2年1月

(2) 調査内容

- 氏名公表を実施する機関
- 氏名等公表の対応方針（判断基準・マニュアル等）の策定状況
- 対応方針のポイント
- 氏名等公表の要件
- 公表のメリット、デメリット
- 氏名等個人情報の入手先
- 氏名等公表の手順
- 現行の法制度の課題
- 家族等の同意の確認方法
- 氏名公表に関して市町村と考え方が異なる場合の対応
- 災害時の氏名公表を実施した事例

3 調査結果のポイント

○ 氏名等を公表する機関

災害対策基本法や防災基本計画で、被害情報の集約などを県が行うことなどから、「県」が公表すべきとする意見が多い。

○ 氏名等公表の方針

- ・ 行方不明者については、非公表とするのは2県
- ・ 死者について、非公表とするのは3県
- ・ 災対法85条の安否確認への対応のみ想定し、不特定多数への公表は想定していないところが1県ある。
- ・ 行方不明者は非公表、死者は公表の方針の県が1県ある。

○ 公表の要件

- ・ 行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」が第一。
また、「家族の同意」「住基の閲覧制限の確認」も多く、ほとんどの自治体が公表の手順に含めている。
- ・ 死者については、「遺族の同意」をあげるところがほとんど。
- ・ 行方不明者は、家族同意なしで公表する自治体があるが、死者に関しては

「遺族の同意」をほとんどの自治体が必須としている。

- ・ 行方不明者、死者ともに、家族の同意、住基の確認などを要件とせず、原則速やかに公表するのが 1 県。行方不明者は同様に速やかに公表するが、死者に関しては遺族の同意を確認して公表するとするのが 1 県。

○ 公表のメリット

- ・ 行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」がほとんど。
- ・ 死者に関しては、「メリットなし」が第一。「社会的関心に対応」「事実の明確化」との意見もある。

○ 現行の法令の問題点

- ・ 「公表が自治体の判断に委ねられていること」が問題の第一。「法令の根拠が弱い」が続く。
- ・ 災害対策基本法への明確な公表の根拠の位置づけ、及び国による統一基準作成の意向が強い。

○ 個人情報保護条例上の死者の扱い

条例上、保護の対象としているのが 30 県、対象外とするのが 16 県

○ 国が基準を策定しない場合の知事会の対応

「標準的な対応基準例の作成」「国への要請の継続」が多い。対応基準については、国が作るべきであり、知事会が作るべきではないとの意見もある。

4 今後の対応

調査結果からは、災害時の行方不明者・死者の氏名公表に関して、都道府県によって考え方や対応に違いがあり、迅速な救出救助を確保するという公共性と個人情報保護のバランスで、対応に悩んでいる実態が把握できた。

近年、毎年のように大規模な自然災害が発生し、氏名公表に関する自治体の対応が分かれる状況が続いている、また、新聞協会から氏名公表を進めるべきとの要望が出されている。

こうした中、災害時に、関係者の同意等を経ずに、原則速やかに氏名公表を行う方針を明確に打ち出す県も出てきている。

全国知事会では、災害時の氏名公表の統一的な基準を国に求めてきたが、未だ実現していない。災害時に都道府県が迷うことなく、速やかに必要な情報を発信するためには、氏名公表に関する法的な根拠の整理と、統一的な基準が欠かせない。

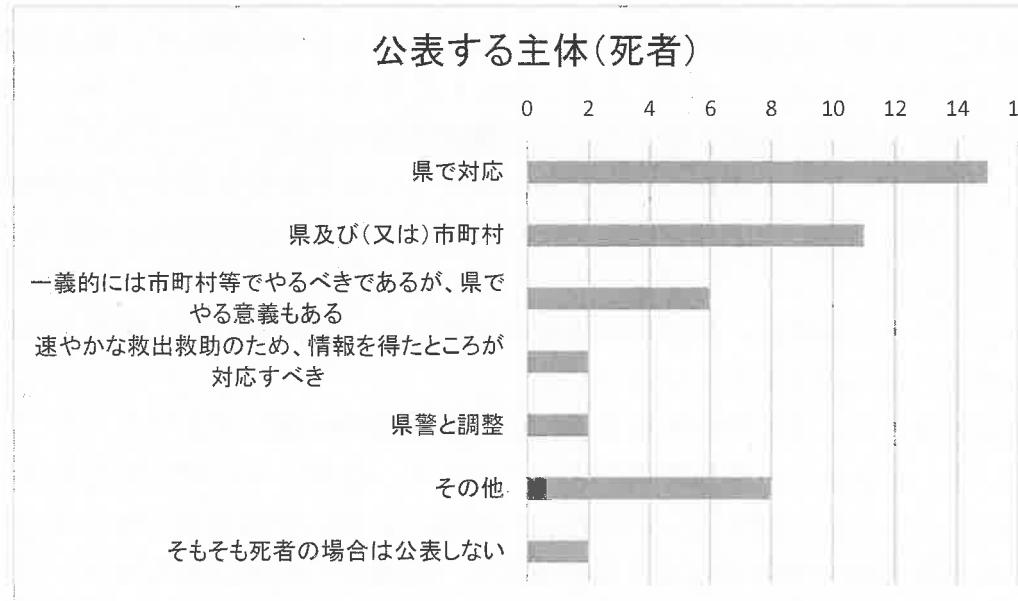
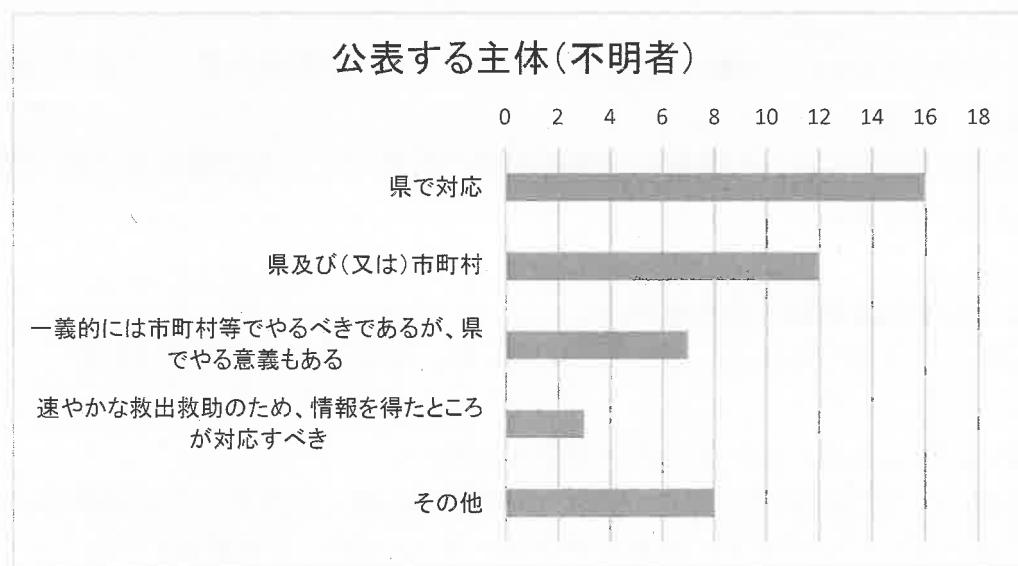
今回の調査結果や事例を都道府県で共有し、改善策の検討に努めるとともに、統一的な基準の策定に関する国への要請を継続していくこととする。

1 氏名等を公表する主体

現行の防災基本計画では、被災者（死者・行方不明者）の数は、都道府県が集約、広報等を行うこととなっているが、氏名の公表についての役割が明確になっていない。

調査結果は、都道府県とするところが最も多かった。防災基本計画で、県が被災者の情報を集約することになっているためと思われる。

また、市町村や情報を得たところがやるべきという意見や、死者は公表しないとするところもある。



2 氏名公表に関する対応方針の策定状況とその要点

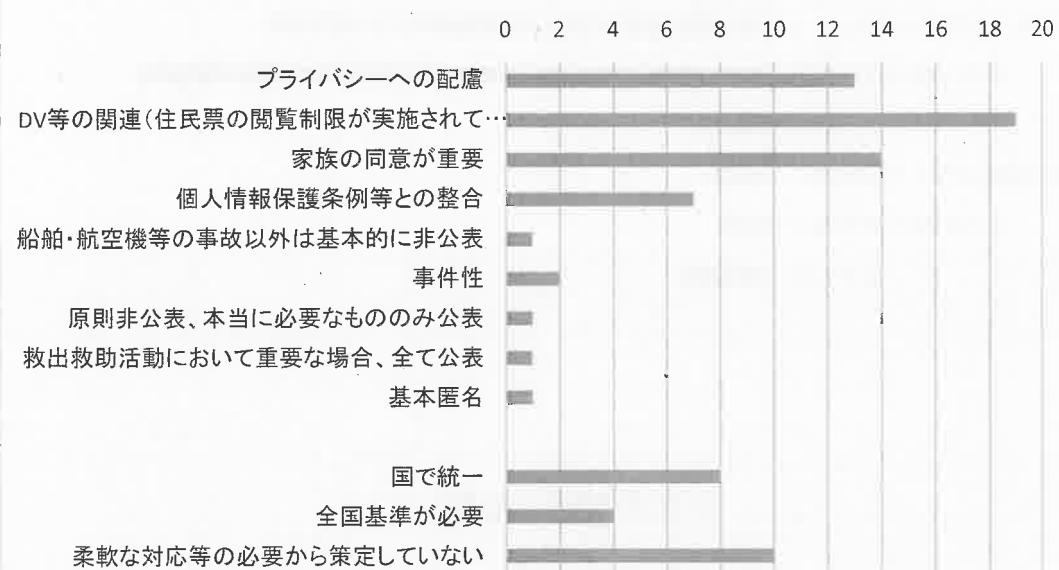
氏名公表の対応方針（判断基準・マニュアル等）を策定しているのは12団体、策定予定が6団体、未定が22団体だった。

対応方針のポイントは、行方不明者・死者ともに、「プライバシーへの配慮」「住基の閲覧制限の確認」「家族（遺族）の同意」としている。

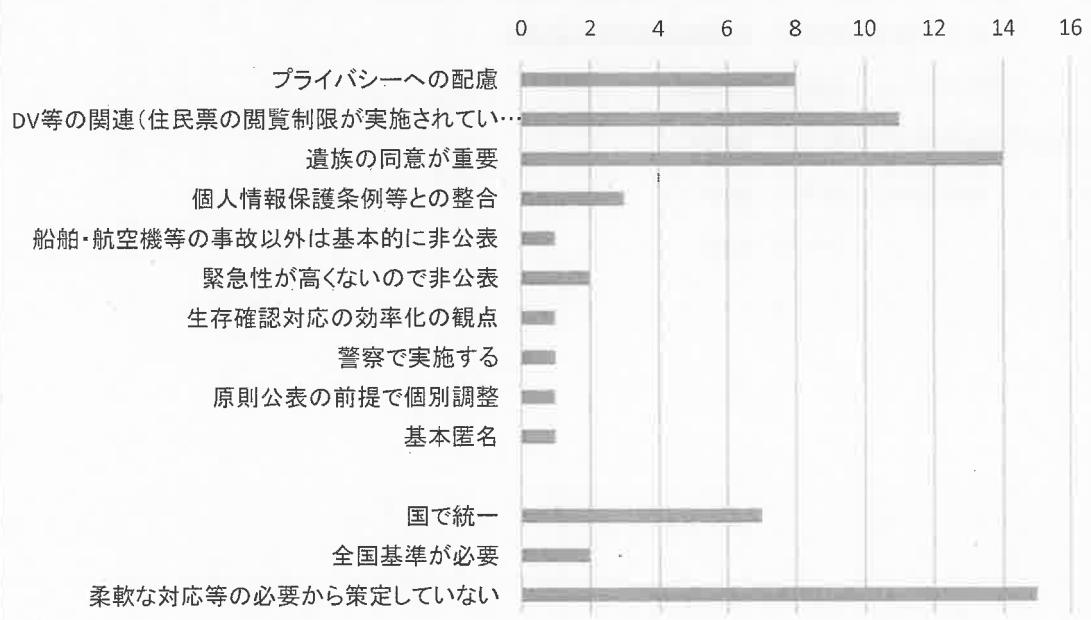
死者は非公表とするところがある。

方針を定めない理由は、「柔軟に対応するため」「国で統一すべき」である。死者に関しては、「柔軟に対応するため」の割合が高い。

対応方針の要点、方針未策定の理由(不明者)



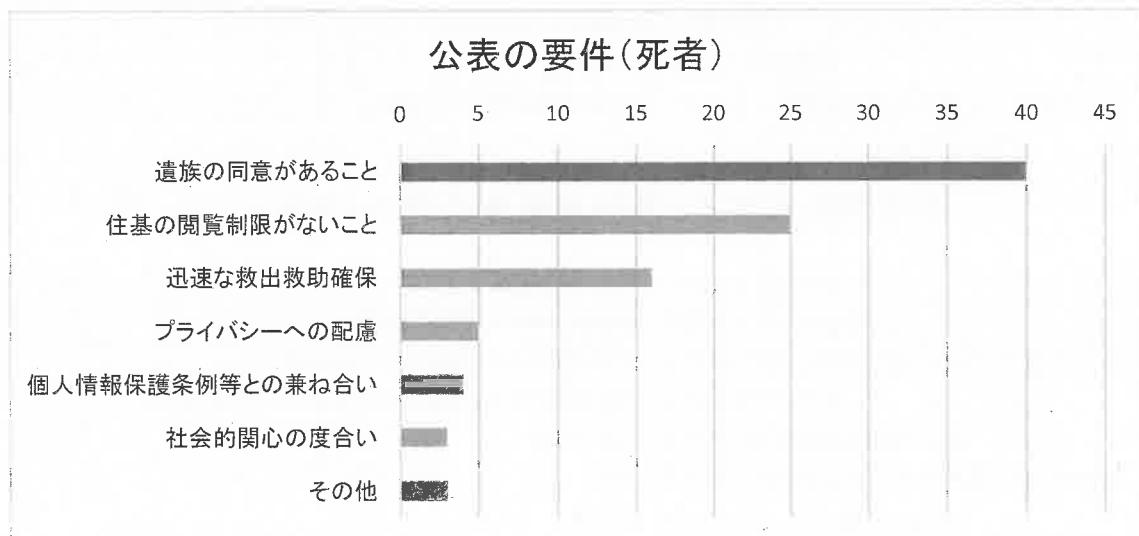
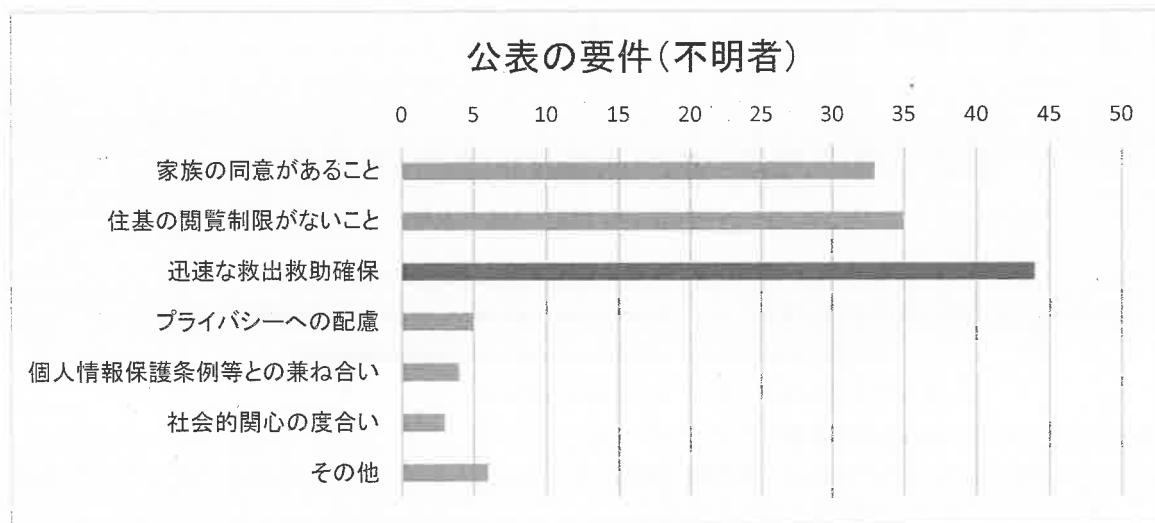
対応方針の要点、方針未策定の理由(死者)



3 公表の要件

行方不明者については、「迅速な救出救助の確保」をあげるところがほとんどである。次いで、「家族・遺族の同意」「住基の閲覧制限がないこと」。

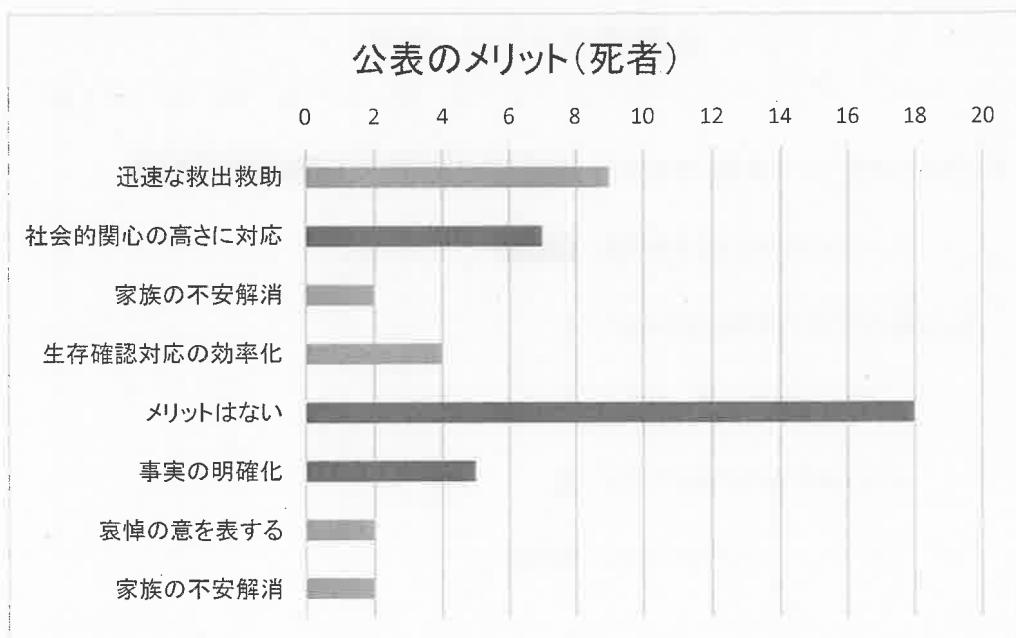
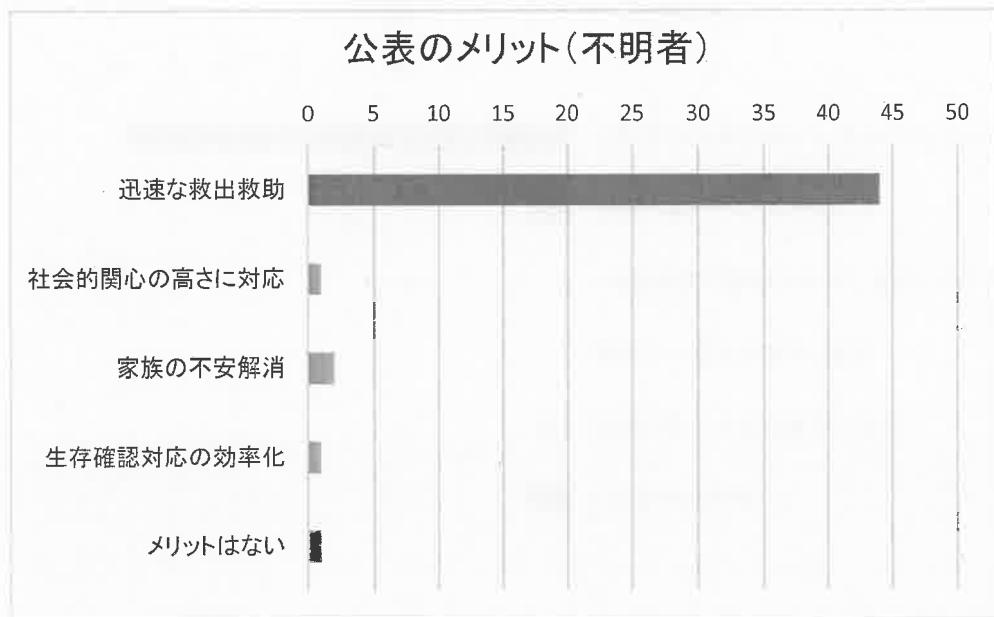
死者に関しては、「遺族の同意」が行方不明者（家族）よりも多い。
「社会的関心の度合い」をあげるところもある。



4 公表のメリット

公表のメリットとして、行方不明者に関しては、「迅速な救出・救助」がほとんど。

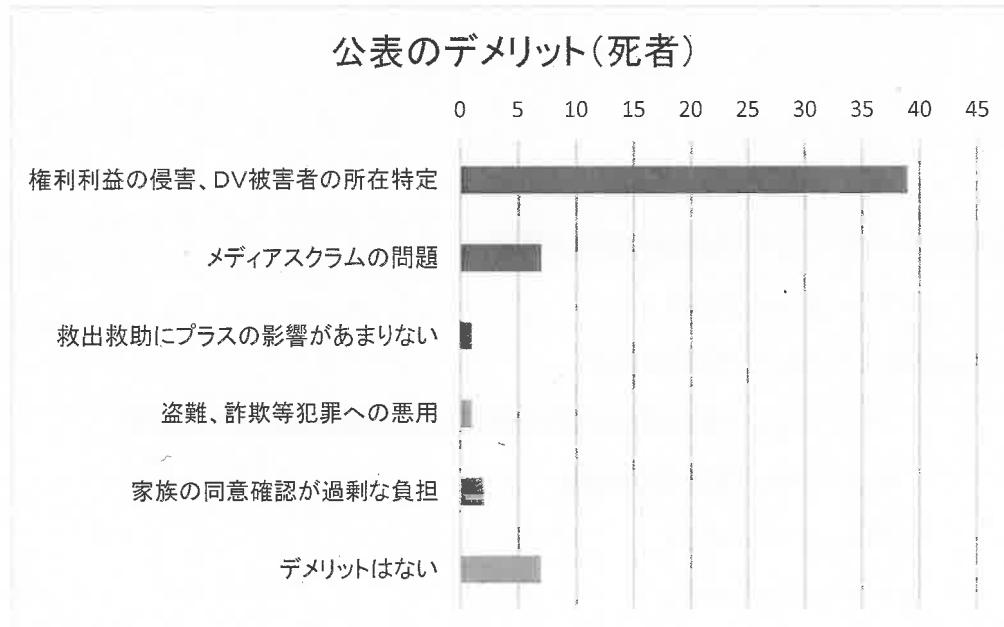
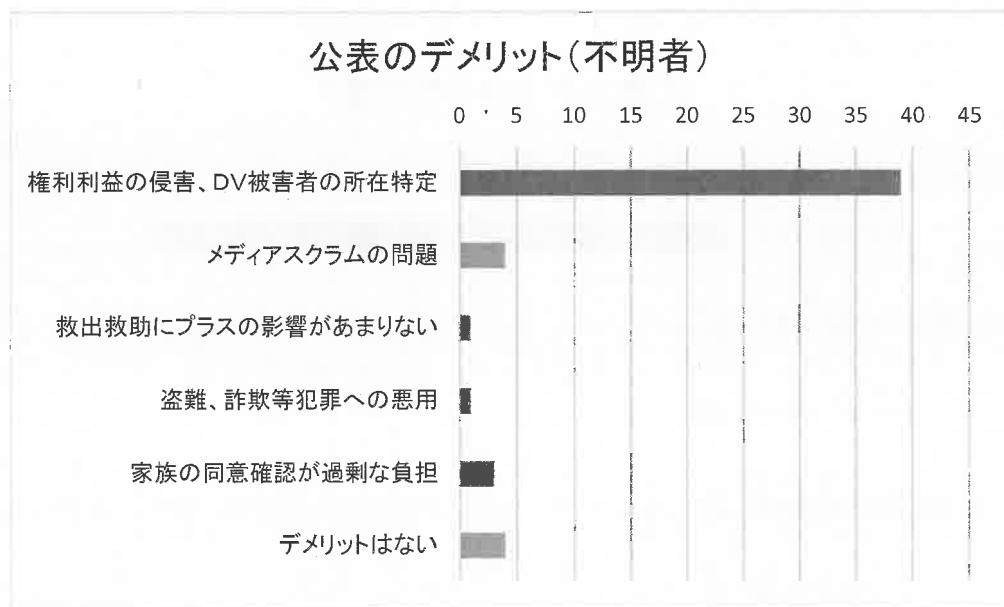
死者に関しては、「メリットがない」とするのが、全体の4割近くになる。「社会的関心の高さ」「事実の明確化」をあげるところもある。



5 公表のデメリット

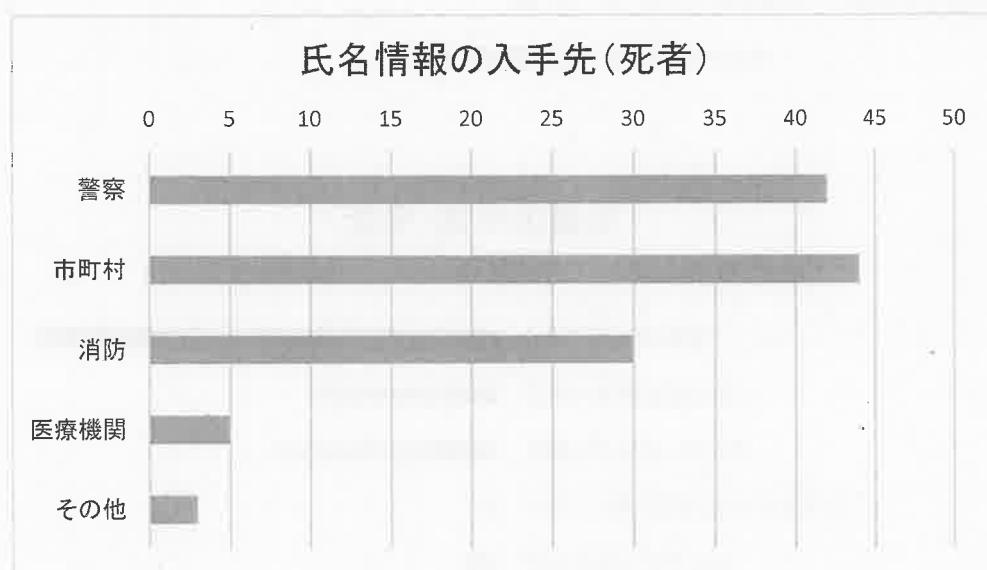
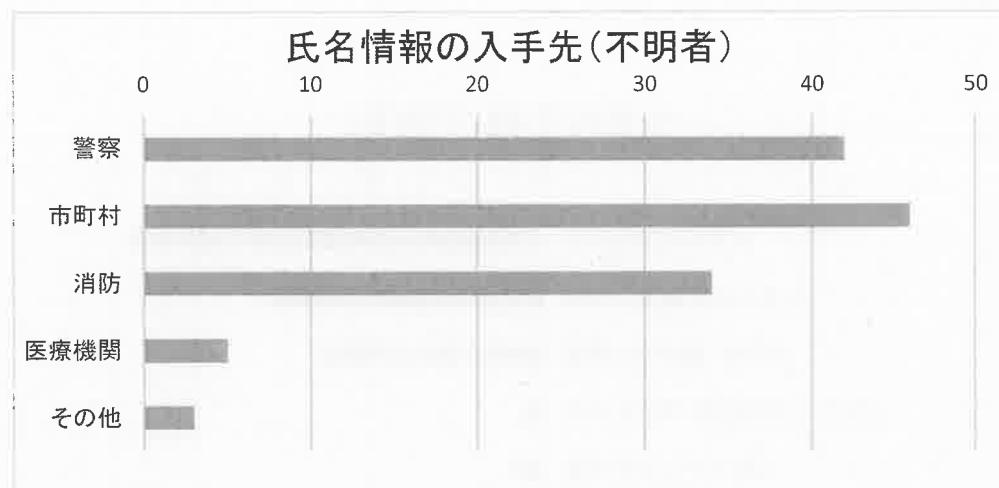
公表のデメリットとして、行方不明者・死者ともに約8割の団体が「個人の権利利益の侵害。DV被害者の所在の特定」を挙げている。

死者に関しては、「メディアスクラム」を挙げる団体がある。



6 氏名情報の入手先

氏名等の情報入手先は、行方不明者・死者とともに、市町村（消防）、警察である。

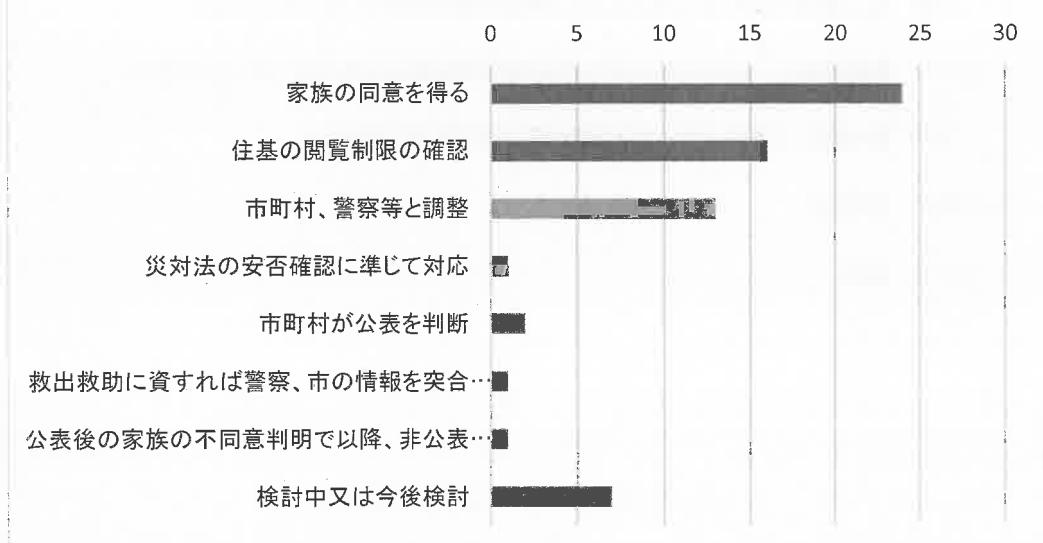


7 氏名等公表の手順

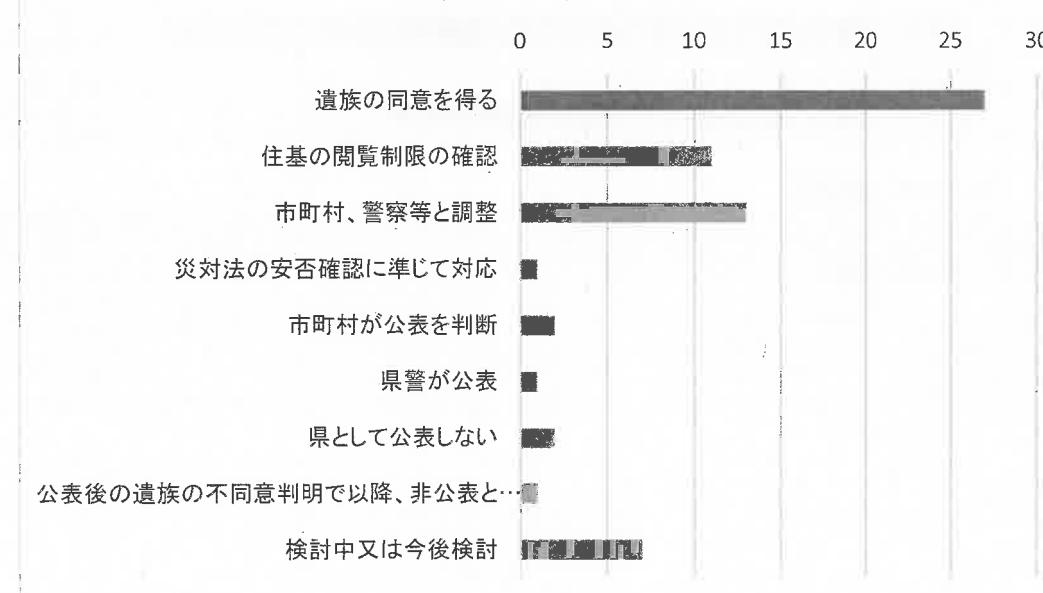
氏名等の公表の手順として、行方不明者・死者ともに、「家族・遺族の同意」「住基の閲覧制限の確認」「市町村や警察との調整」をあげている。

死者については、「遺族の同意」をあげるところが、行方不明者に比べて多い。

公表の手順(不明者)

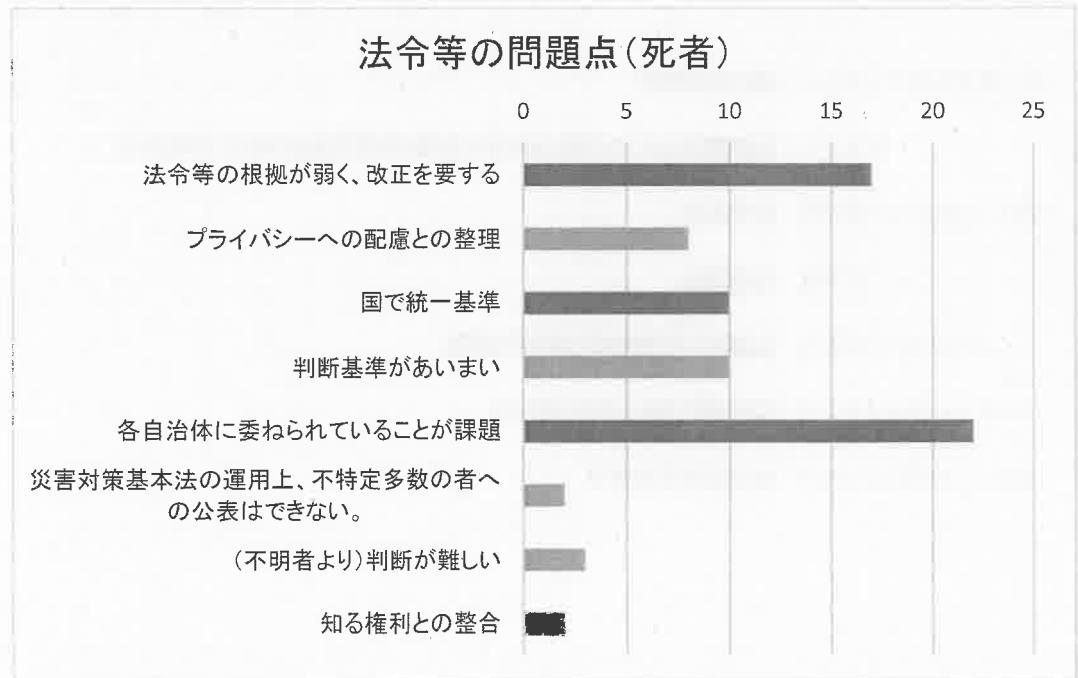
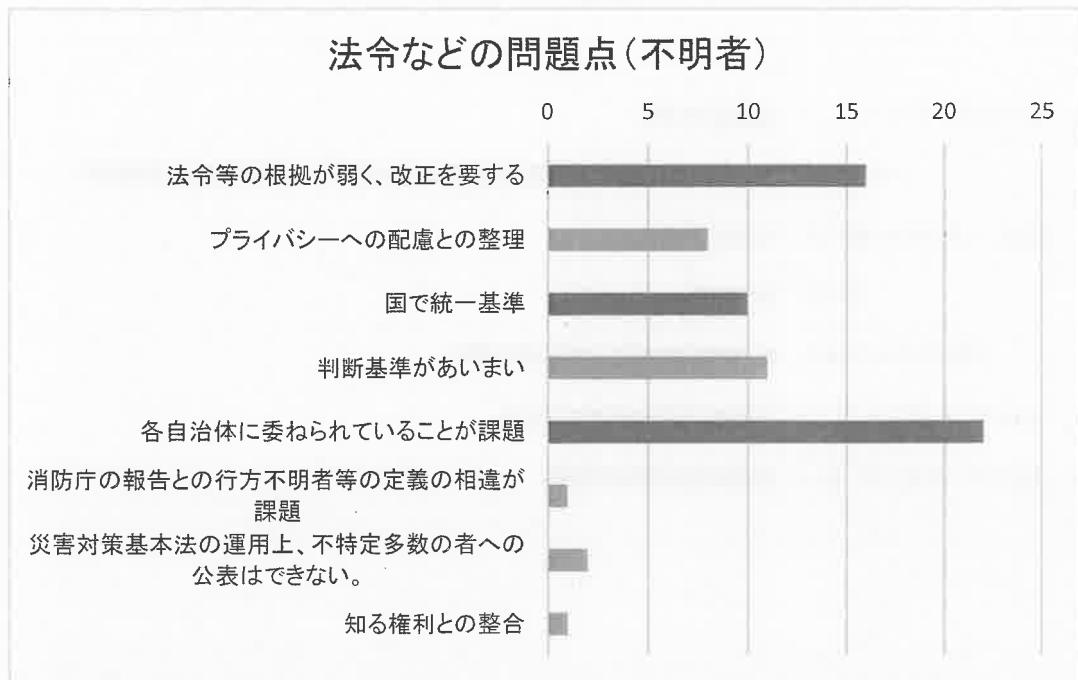


公表の手順(死者)



8 現行法令等の問題点

現行の法令の問題として、行方不明者・死者とともに、「判断が各自治体に委ねられていること」を第一にあげている。国に統一基準の策定を求める意向も強い。
「氏名公表の法令等の根拠が弱い」とするところも多い。

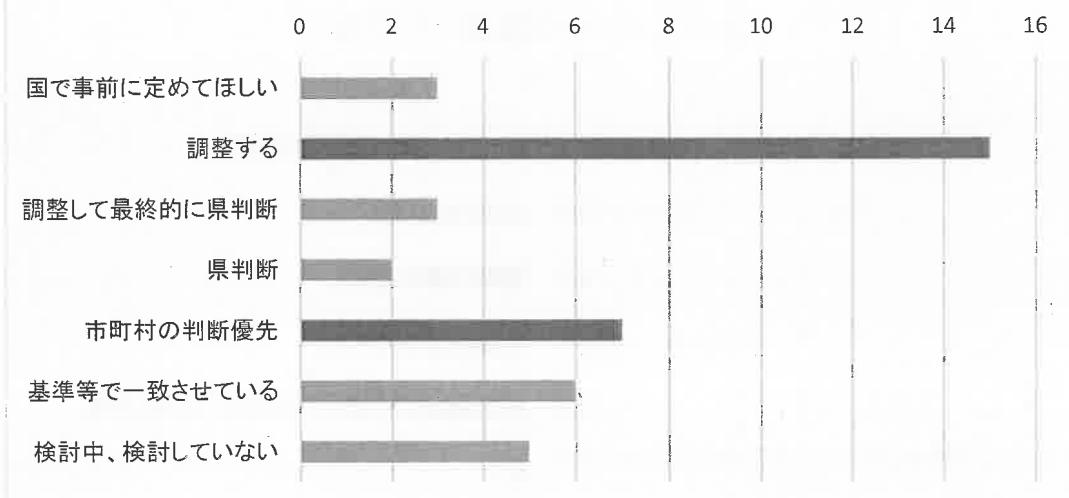


9 市町村と公表の判断が異なった場合の対応

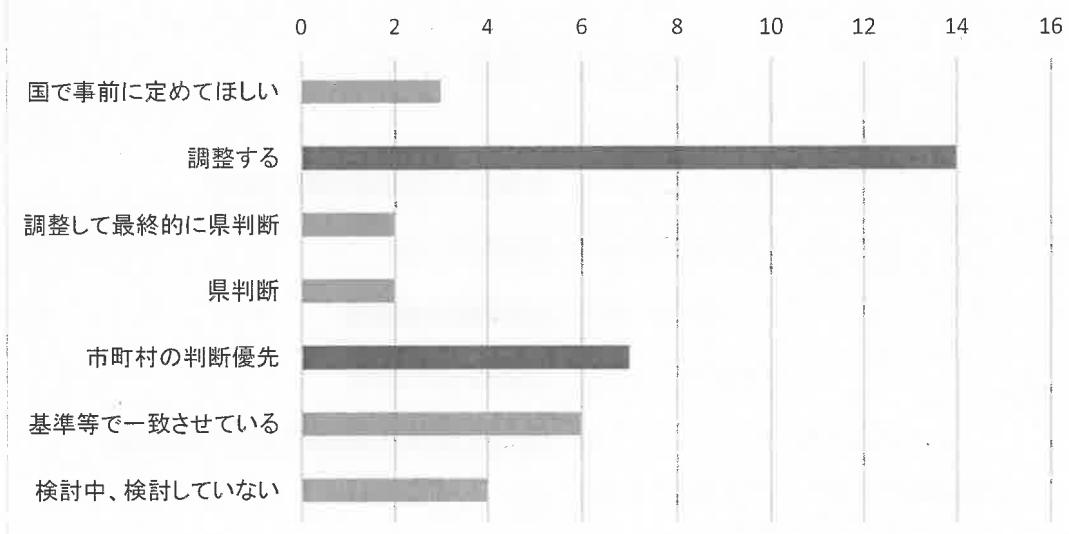
市町村と判断が異なる場合の対応は。「調整する」が一番多い。

「県が判断」よりも「市町村の判断を優先」が多い。

市町村と方針が異なった場合の対応(不明者)



市町村と方針が異なった場合の対応(死者)

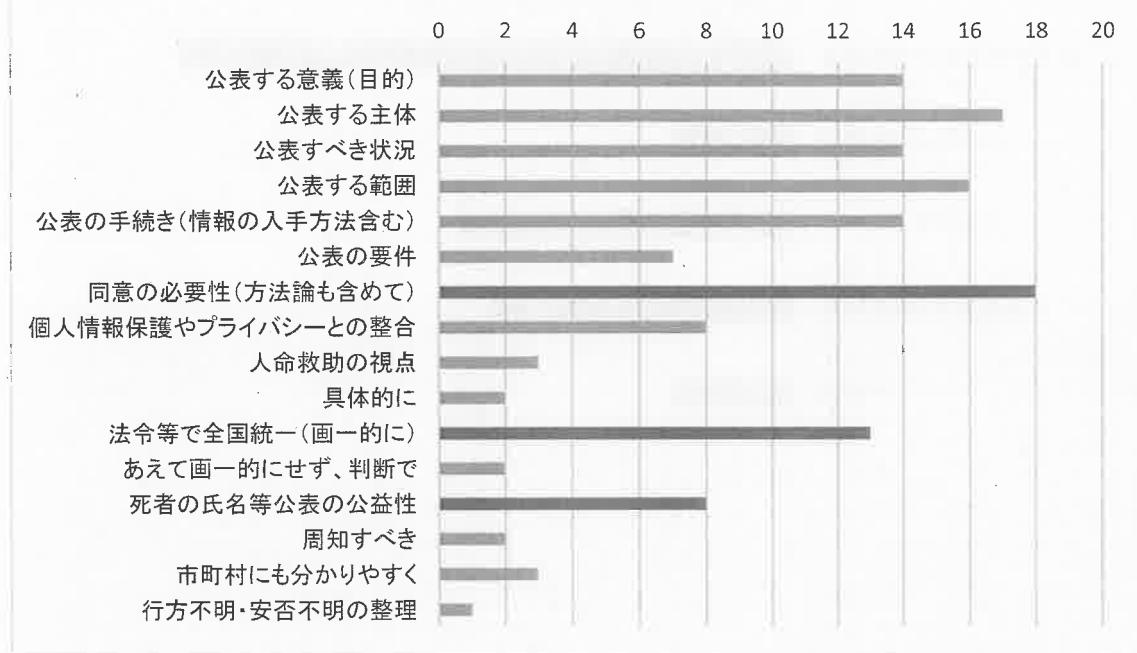


10 国の統一基準に求める内容

国の統一基準に求める内容としては、「誰が」「どこから入手し」「何を要件に」「どの範囲の情報」「どのような状況で」で公表するのか、具体的な事項があげられている。

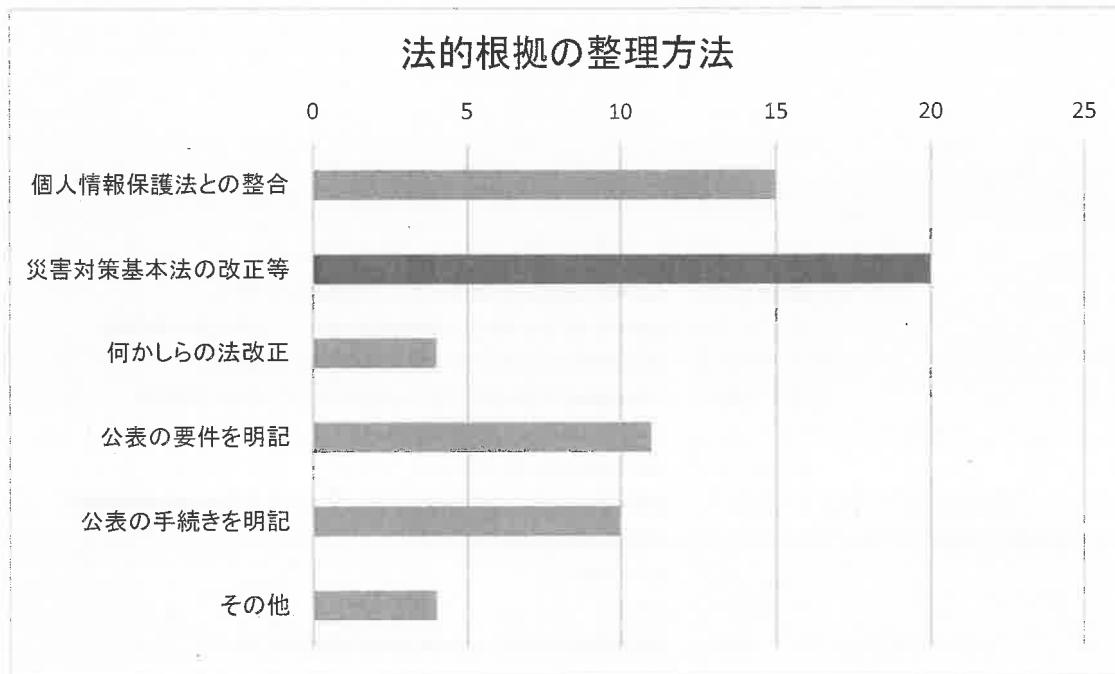
「同意を得る必要性」を明確にすべきとする意見や、「死者の氏名等を公表する公益性」を求める意見も多い。

統一基準に求める内容



11 法的根拠の整理方法

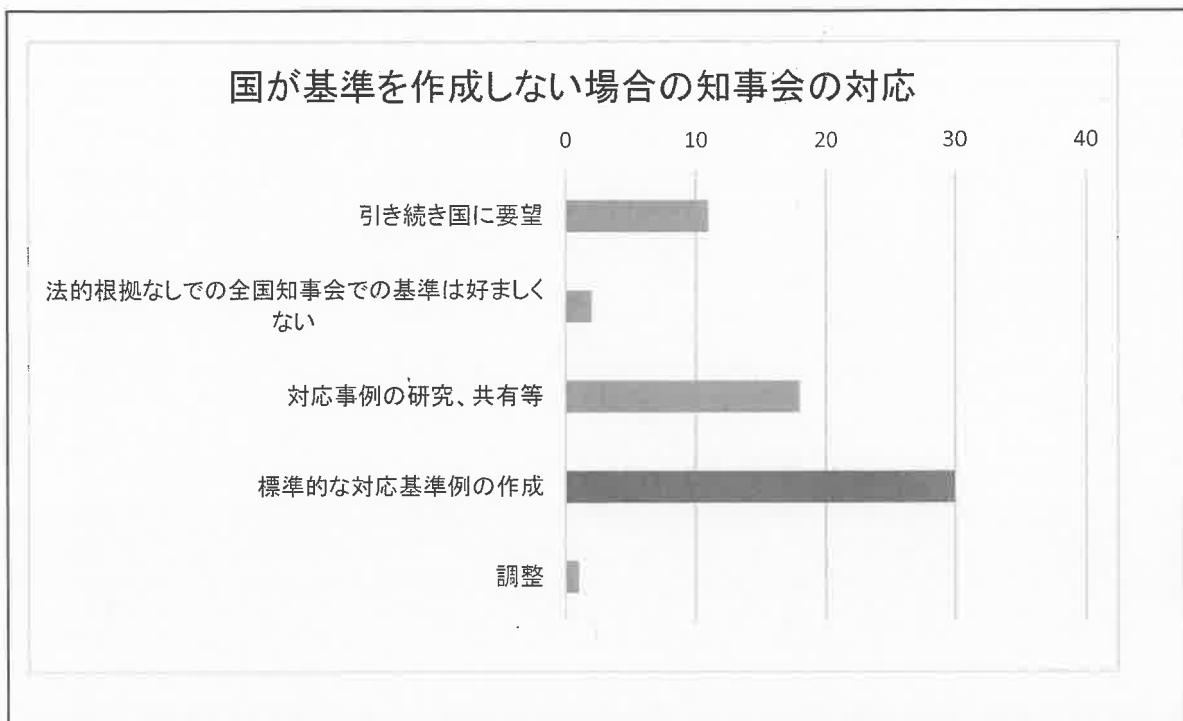
法的根拠の整理方法としては、「個人情報保護法との整合」を図り、「災害対策基本法」を改正し、根拠となる規定を整理する意見が多い。



12 国が統一基準を定めない場合の知事会の対応

国が統一的な基準を策定しない場合の知事会の対応としては、「標準的な基準例の策定」「対応事例の研究と共有」「引き続きの国への要望」の順。

法的根拠がない中で、知事会が基準をつくることは好ましくないとの意見もある。



行方不明者・死者の氏名等公表に関する市町村意見照会の結果（令和2年3月 熊本県実施）

1 経緯

本県における氏名等の公表に関する当時の県の考え方（案）を示し（※）、令和2年3月19日付で県内市町村に照会し、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ意見を集約した。（4月10日〆）

※（行方不明者・安否不明者）

安否不明者の早期の安否確認及び捜索対象の絞り込みなどにより行方不明者の捜索活動に資する場合に氏名等（※）を公表。

（死者）

（死亡者に遺族がいる場合）遺族の同意があれば氏名等を公表。

ただし、住民基本台帳の閲覧制限があり、閲覧制限の申請（更新）時に災害時の氏名等公表に同意がない場合は公表しない。

2 結果概要（全45市町村から回答）

問い合わせ	選択肢	市町村数
公表に関する市町村の対応	①県と同じ考え方で公表	34
	②異なる対応	3
	③現時点ではわからない	8
	①県と同じ考え方で公表	34
	②異なる対応	3
	③現時点ではわからない	8
県への個人情報（氏名等）の提供	①提供可能	39
	②提供困難	2
	③その他	2
住民基本台帳の閲覧制限の申請者へ氏名公表に関する事前同意の確認を行うことについて	①対応可能	28
	②対応困難	1
	③その他	14
市町村も氏名等の公表をすることについて	①問題ある	6
	②問題ない	39

3 主な意見

- ・関係課と協議・調整を行う必要もあり、行方不明者・死者の氏名等公表については、現在検討中（現時点では分からぬ。）
- ・行方不明者・安否不明者の氏名公表には、家族の同意が必要ではないか。
- ・住民基本台帳閲覧制限者への災害時の氏名公表に関する意思の事前確認について、県に統一様式を作成いただきたい。
- ・死者の氏名公表に関する遺族同意の範囲など、市町村に負担のかからない内容にして欲しい。
- ・県と市町村の公表の関係について、公表のタイミングや災害規模による一括公表の有効性、公表内容の整合性など整理が必要。

資料 6

令和 2 年 7 月豪雨における本県の氏名等公表の対応等に関する新聞

※著作権の関係上、掲載することができません。

令和2年7月16日
県政クラブ幹事社 NHK 志賀祥吾

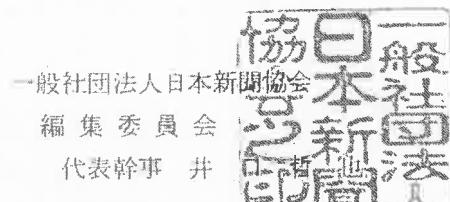
「氏名公表」に関する熊本県に対する要望

- ① 定例のレクの際、死者名簿に新たな追加や修正などがあり、記者からの質問が予測される場合、熊本県警が同席する。
(記者クラブ内には定例レクに毎回出席してほしいという意見もある)
- ② 今回の豪雨災害では、死者の氏名の発表に時間がかかり、まとめて発表された経緯がある。今後、犠牲者の方々の死亡の経緯を各社が取材をする中、現在の広報体制（県がとりまとめて発表し、県警が同席する体制）が解除されると取材が追いつかないおそれがある。その場合は県警が対応する。
- ③ 熊本地震の際、熊本県は県警の情報を元に被害者の氏名を公表し、迅速な被害実態の把握や、全国への支援要請などにつなげた。一方、今回の豪雨災害で県は「公益上の必要性がない」として、遺族の同意が無い限り、氏名は公表しないとしている。日本新聞協会は「被災者の実名が伏せられると、詳細な被災状況と教訓を報じることが難しくなり、災害の風化を早め、防災・減災に関する国民の意識を弱めることにつながる」と懸念を示し、実名公表の必要性を訴えている。こうした意見などを踏まえ、神奈川県の黒岩知事はことし3月、遺族の了解が得られた場合にだけ公表してきた方針を改め、原則速やかに公表すると発表。県の地域防災計画にも氏名公表の方針を盛り込むことを決めた。蒲島知事の会見の際には、県のこれまでの対応方針を読み上げるだけではなく、新聞協会が知事会や政府に提出した要請文の内容や「知る権利」、さらに、今回の豪雨災害でかつてないような甚大な被害が出ていることを踏まえ、なぜ、「公益上の必要性がない」と判断しているのか説明する。
- ④ 今回の災害で住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認できなくなる事態が起きた。死者の氏名を迅速に公表する必要性が求められる中、知事の記者会見の前までに今後の改善点を整理して説明する。

以上

新協編 146号
2020(令和2)年3月11日

全国知事会
会長
飯泉嘉門 殿



災害発生時における被災者情報の報道発表に関する要望

近年、日本各地で地震や豪雨など大規模災害が相次いでいます。被災状況に関する情報は、被災地住民からのニーズはもちろんのこと、被災地外の人々にとっても知人等の安否を知らせるとともに、自ら住む地域の防災・減災について考えさせる材料にもなり、公共的な関心の対象だと言えます。

報道機関は国民の知る権利に応えるため、事件や事故、災害時においては、被害に遭われた方の実名を含めて詳細に情報を把握し、重要な事実を迅速・正確に報道する役割があります。とりわけ災害時においては、被災の状況とともに死者や安否不明者の情報等を迅速に報道することで、救援活動に資するほか、防災・減災につながる教訓を伝えるなど、公益的・公共的な役割を果たしていく責務があります。一方、政府・自治体は国民の生命・財産を守る責務があり、災害が多発している中、その役割はさらに重要性を増しています。その表れとして、災害発生初期に被災者情報を早急かつ詳細に報道機関に発表して広く流通させることは、行政機関が的確な被災者救援態勢を迅速に構築するうえでも必須の取り組みであると考えます。

しかし、近年の過剰な個人情報保護意識の高まりから、自治体が被災者情報を報道発表する際に、被災者の実名を公表せず「数」の発表にとどめている例も見られます。

政府の防災基本計画は、死者と不明者の数は「都道府県が一元的に集約する」としていますが、氏名の公表に関する規定がなく、各自治体の判断に委ねています。具体的には、効率的な捜索を優先するか、個人情報・プライバシーの保護を重視するかによって運用が異なっているのが現状です。2018年の西日本豪雨では各自治体で安否不明者等の判断が分かれましたが、例えば岡山県は安否不明者の氏名を早い段階で公表し、住民からの情報で効率的な捜索活動につながりました。自治体が安否不明者を公表せず、情報流通に遅れが出ることによって救難活動が遅れ、人命が失われる損失は計り知れません。

さらに、被災者の実名が伏せられることは、被災の具体的状況とその教訓をめぐる報道活動を困難にする結果、災害の風化を早め、防災・減災に関する国民の意識を弱めることにつながります。これによる社会的損失も、災害列島ともいわれる我が国においては甚大なものとなります。

つきましては、各都道府県におかれでは、被災地住民ならびに国民全体が知るべき情報を



いち早く報じ、災害救援活動の迅速化にも資するとともに、災害の教訓を掘り下げて伝える報道機関の公益的・公共的役割をご理解いただき、以下の点を関係各所に周知のうえ、災害発生時においては速やかな報道発表を行っていただきたいと考えております。各知事には文書で要望を行っておりますが、貴会におかれましてもご検討を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

- (1) 災害時においては、被害状況等を速やかに国民に伝える報道の公益性・公共性を踏まえ、また迅速な救援活動に資するため、市町村や警察など関係機関と連携をとり、人的被害については氏名、住所、年齢などを含め、詳細を報道機関に速やかに発表すること。関係機関においても、都道府県への伝達と同時に報道機関に情報を提供すること。
- (2) 災害対策基本法に規定されている安否情報の提供基準（86条の15）は被災者の家族等からの個別照会に関する対応を示したもので、報道発表を制限する趣旨ではないことを周知すること

以上